

## 東大和病院ケアサポート 運営規程

### 〔事業の目的〕

- 第1条 社会医療法人財団大和会が開設、運営する、東大和病院ケアサポート（指定居宅介護支援事業所）（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）が主として要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 〔運営の方針〕

- 第2条 1 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、区市町村及び保健・医療福祉サービスを提供する地域関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域包括支援センターから支援困難ケースが紹介された場合でも受託する。当該ケースについての担当介護支援専門員を指示する者は管理者とし、適宜事業所内の主任介護支援専門員を交えたカンファレンスを実施する。
- 5 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、居宅介護サービス計画等に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求める。
- 6 介護保険法上に位置付けられた地域ケア会議において、個別のマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 東大和病院ケアサポート
- 2 所在地 〒207-0014 東京都東大和市南街2丁目49番地の3

〔職員の職種、員数、及び職務内容〕

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うことはもちろん、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 職員 主任介護支援専門員 1名以上（常勤専任）  
介護支援専門員 3名以上（常勤専任）  
職員は、居宅介護支援の提供にあたるものとする。

〔営業日及び営業時間〕

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日までの年末年始を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 管理者は電話等により、24時間常時連絡が可能なものとする。

〔指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等〕

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を領収しない。やむを得ず法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じた単位数に地域加算を乗じた料金（小数点以下切捨て）を徴収することとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画原案を作成する。介護支援専門員は、利用者及びその家族が自らサービスを判断・選択できるよう、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、その調整については利用者の同意を得た上でサービス事業者等と連絡を取り合うこととする。利用者は、複数の指定サービス提供事業者等を紹介するよう求めることができる。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。介護サービス計画を作成するにあたり、使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 3 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、モニタリングの結果を記録する。
- 5 介護支援専門員は必要に応じ、利用者の同意を得た上でサービス担当者会議を利用者宅又は、当該事業所等で開催し利用者から意見を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、東村山市は無料とし通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね1km以上の場合、1kmにつき100円を徴収する。
- 8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

〔通常の事業の実施地域〕

第7条 通常の事業の実施地域は東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、東村山市とする。

〔苦情処理〕

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

〔事故発生時の対応〕

- 第9条
- 1 当事者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
  - 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
  - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

〔個人情報の保護〕

- 第10条
- 1 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
  - 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

〔虐待防止〕

- 第11条
- 1 利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から、事業所における虐待の防止に関する措置を講じるように努める。
    - (1) 虐待の未然防止
    - (2) 虐待等の早期発見
    - (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応
  - 2 前1項の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合、その再発を確実に防止するため、次に掲げる次項の実施に努める。
    - (1) 虐待防止検討委員会を設置し、再発を含む虐待防止に向けた取り組み
    - (2) 虐待の防止のための指針の策定
    - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修
    - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

〔その他運営についての留意事項〕

- 第12条 1 事業者は、従事者たる介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ・継続研修 年2回以上
- 2 従事者たる介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持・厳守させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持・厳守すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人財団大和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、2011年04月01日から施行する。  
この規定は、2012年01月01日から施行する。  
この規定は、2012年04月01日から施行する。  
この規定は、2013年05月20日から施行する。  
この規定は、2013年08月01日から施行する。  
この規定は、2013年10月01日から施行する。  
この規定は、2014年09月01日から施行する。  
この規定は、2015年04月01日から施行する。  
この規定は、2016年04月01日から施行する。  
この規定は、2016年07月01日から施行する。  
この規定は、2016年12月01日から施行する。  
この規定は、2018年04月01日から施行する。  
この規定は、2021年04月01日から施行する。